

7/1(木)から  
受付開始

住み慣れた家をより住みやすくするために

## 住宅の改修に最大20万円を助成

市は、市民の皆さんが自宅の改修や修繕などを行う場合に最大20万円を助成します。今の家をより快適に、住みやすくするために活用してください。工事を行うときは市内の業者を利用してください。工事を行う回号では、本紙4月1日号で掲載した助成の詳細についてお知らせします。



トイレを洋式に改修

### これからも安心して暮らせる我が家に



土井 芳文さん(左)・敦子さん(井野町)

助成を利用して、自宅のトイレを和式から洋式に改修しました。足腰の負担が減り、これからの生活も安心です。バルコニーや雨戸の戸袋の塗り直し、床の修繕など他にも気になっていた部分を直してもらい、より暮らしやすい我が家になりました。

住環境改善助成事業の対象工事は、市内の業者が施工する住宅本体の改修・修繕・模様替えなどで、20万円以上の費用がかかる(消費税を含む)ものです。助成を受けるには、工事に着手する前に2回の申請が必要です。

#### 事前申請

1回目の申請(事前申請)は、7月1日～8月31日です。市役所9階建築住宅課が各支所建設課(倉洲支所は農林建設課)にある「住環境改善助成事業に関する証明交付申請書」に記入し同課へ。申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。工事を発注する本人が手続きをしてください。審査後、対象となった人に「証明書」を送ります。**本申請** 証明書が届いたら、2回目の申請(本申請)を11月30日までに行ってください。証明書は申請書に添付。審査後「交付決定通知」を送ります。必ず

#### 申請の手順



通知を受けた後で工事に着手してください。

- 対象 II 市内に住宅を所有し、そこに住んでいる本人か同一世帯の人で、次の①～③の全てに当てはまる人①前年の所得が400万円を超える人が世帯にいない②市税の滞納がない③過去にこの助成を受けていない ● 対象の住宅 II 対象となる本人が住んでいる一般住宅(マンションなどの集合住宅は個人専有部分)
- 助成額 II 工事経費の30%(限度額20万円)

\* 申請の受付初日は、例年混み合います。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に申請書を記入するなどご協力ください

#### ○ 対象となる工事例

- 外壁や屋根の塗装などの外装工事
- 浴室やキッチンなどの水回りの改修工事
- 壁紙の張り替えなどの内装工事
- 障子やふすまなどの建具や畳の取り換え

#### × 対象とならない工事例

- 別棟の車庫や物置などの工事
- 門扉やブロック塀などの外構工事
- エアコンや給湯器、便器などの製品単体の購入
- 防虫や消毒、ハウスクリーニング

### 耐震・バリアフリー・省エネ改修が対象

## 住宅の改修で固定資産税が減額になります

耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅は、一定の要件を満たしている場合、固定資産税が減額されます(下表参照)。ただし、都市計画税は減額されません。

減額を受けるには、改修工事が完了した日から原則

として3か月以内に申告が必要です。必要な書類を持って、市役所2階30番窓口資産税課土地家屋担当(☎321-1220)か各支所税務課で申告してください。詳しくは、市ホームページ(右記)で確認するか同課へお問い合わせください。



#### 改修の種類と減額の内容

改修の種類	減額の期間	減額率	対象床面積(1戸当たり)	主な減額の要件
耐震	工事完了の翌年度だけ	2分の1 (認定長期優良住宅の場合は3分の2)	120㎡まで	・昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ・現行の耐震基準に適合する工事 ・改修費用が50万円を超える
バリアフリー		3分の1	100㎡まで	・高齢者や障害のある人などが居住する住宅 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・補助金を除いた自己負担額が50万円を超える
省エネ		3分の1 (認定長期優良住宅の場合は3分の2)	120㎡まで	・一定の省エネ基準に適合する工事 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・補助金を除いた自己負担額が50万円を超える

複数の改修工事を同時に行った場合、減額率が変わることがあります

### ホーム間の移動が安全で便利に

## JR新町駅にエレベーターを設置しました

市は、JR新町駅の構内に、エレベーターを設置しました。同駅は、通勤や通学などで市内外の多くの人々が利用。市は、より安全で利用しやすい駅にするため、平成28年度からエレベーターの整備を進めてきました。

エレベーターは11人乗りで、上下線のホームに1基ずつ設置。車いすの人やベビーカーを押す人、高齢者などのホーム間にかかる通路の昇り降りが、安全で便利になります。

問い合わせは、都市計画課(☎321-1269)へ。

#### 完成記念式典を開催

5月25日に、関係者らが出席して完成記念式典が行われました。出席した新町第6区長の氏橋宣之さんは「以前は階段しかなかったため、車いすの人や高齢者の皆さんが大変だと聞いていました。エレベーターができて駅を利用しやすくなり、ありがたいです」と話しました。

